

## 第39号議案 令和2年度品川区一般会計補正予算 しながわ活力応援給付金について

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区民生活に対して多大な影響が生じている。外出自粛要請等に伴う区民の負担を軽減し、区全体の活力を取り戻すための取り組みとして、区独自に、区民一人当たり3万円の給付を行う。また、未来を担う子どもたちの学習・生活支援のため、中学生以下の児童に対して2万円を加算して給付する。

### 2. 事業概要

- (1) 基準日 令和2年4月27日 ※国の特別定額給付金と同一
- (2) 給付対象者 基準日において住民基本台帳に記録されている者  
約406,000人（中学生以下 約50,000人含む）  
申請および受給は世帯主が行う。
- (3) 給付額 給付対象者1人につき3万円。  
中学生以下には、1人につき2万円を加算し、5万円。  
※平成17年4月2日以降に生まれた方が対象。
- (4) 申請期間 申請開始受付日から3カ月以内（予定）
- (5) 申請方法 申請書を郵送し、同封の封筒に入れて返信してもらう。  
※感染対策のため、申請窓口は設けない。

### 3. 給付対象の取扱い

- (1) 基準日の翌日以降に転出した者は給付対象とする
- (2) 基準日の翌日以降に転入した者は給付対象としない

### 4. 4月28日以降に生まれた子どもの扱い（基準日の特例）

以下に該当する場合は、特例として給付する。

- (1) 給付対象者：4月28日から12月31日までの生まれで品川区に住民登録された  
新生児（令和元年5～12月の出生届数：2,651件）
- (2) 給付要件：給付対象者の母または父が、令和2年4月27日現在に品川区に住民  
登録があり、申請日まで引き続き住民登録があること
- (3) 給付額：5万円（中学生以下と同じ給付額とする）  
※特例に該当する給付対象者分の申請書は、別途世帯主あてに送付する。

## 5. 事業予算

13,550,000千円

(内訳) 給付金

13,180,000千円

コールセンター、システム構築、郵送料等

370,000千円

## 6. 給付までのスケジュール

6月 システム構築事前調整

7月 (上旬) 業者契約 (中下旬) システム構築、対象者情報整理

8月 (上旬) 申請書発送・受付

8月 (中旬) 給付 (予定)

## 7. 周知方法

広報しながわ・区ホームページ等で周知する。

## 8. その他

(1) 課税上の取扱い

税法上、個人の一時所得として取扱われる。

(2) 生活保護世帯の収入認定の取扱い

収入認定除外の方向で関係行政機関と調整中

第39号議案 令和2年度品川区一般会計補正予算  
区内中小企業向け新型コロナウイルス感染症関連支援事業について

1. 新型コロナウイルス感染症対策への新製品・新技術開発支援

- (1) 目的 新型コロナウイルス感染症対策に資する製品・技術や新しい生活様式に必要とされる製品等について、開発に要する経費の一部を助成する。
- (2) 助成額 上限250万円（対象経費の2/3）
- (3) 対象者 区内中小製造業者
- (4) 対象経費 ①原材料および副資材の購入費  
②機械装置の購入・借用費  
③工具器具の購入費および借用費  
④外注加工費  
⑤研究開発の委託費  
⑥工業所有権の導入費  
⑦技術指導の受入れ費  
⑧人件費（経費総額の10%まで）
- (5) 経費対象期間 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）
- (6) 審査方法 外部審査員（学識経験者等）による面接審査および区による総合審査にて助成採択者を決定。
- (7) 募集期間 令和2年5月13日（水）～令和2年7月10日（金）  
※既存の新製品・新技術開発助成金の募集と併せて周知。
- (8) 開発例 ①高機能マスクの開発  
②COPD（肺気腫）検出センサの開発  
③DNA高速解析装置の開発
- (9) 補正予算額
- 【歳出】 10,206千円
- ①助成額 10,000千円（@250万円×4件）
- ②審査費用 200千円（@4万円×5人）
- ③役務費 6千円

## 2. 販路拡大支援助成（コロナ特別対応型）

- (1) 目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた区内中小事業者がその影響を乗り越えるため、もしくは対策を図るために前向きな投資を行いながら販路開拓に取り組む経費の一部を助成する。
- (2) 助成額 上限20万円（対象経費の4/5）
- (3) 対象者 区内中小事業者
- (4) 対象経費 ①機械装置および設置費等  
②広告費  
③展示会等出店経費  
④委託費、外注費  
⑤業態転換に係る経費
- (5) 経費対象期間 令和2年4月1日（水）～令和3年1月31日（日）
- (6) 審査方法 外部審査員（中小企業診断士）による書類審査および区による総合審査により助成採択者を決定。
- (7) 募集期間 令和2年7月1日（水）～令和2年8月31日（月）
- (8) 取組例 ①新商品の提供や生産拡大を目的とした製造機械の導入  
②インバウンド対応用外国語版ウェブサイトの導入  
③自社製品の販路拡大を図るための展示会出展  
④ソーシャルディスタンスや3密を考慮した店舗改装
- (9) 補正予算額  
【歳出】 63,051千円  
①助成額 60,000千円（@20万円×300件）  
②審査費用 3,000千円（@5千円×300件×2回）  
③役務費 51千円

## 3. [歳入：都補助金] 地域産業活性化緊急支援事業費補助金（コロナ対策）

- (1) 目的 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急対策支援として、地域経済への影響を軽減させるため、東京都と区が連携して地域産業の活性化を図る。
- (2) 補助額 1区最大 2,000万円（補助率 1/2）
- (3) 補正予算額  
【歳入】 20,000千円  
①新製品・新技術開発助成 5,000千円  
②社会貢献製品支援事業 3,875千円  
③販路拡大支援助成（コロナ特別対応型） 11,125千円

第 39 号議案 令和 2 年度品川区一般会計補正予算  
プレミアム付区内共通商品券発行事業への助成について

1. 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた区内商店街における消費を喚起するため、プレミアム率 30%の区内共通商品券を発行する。

2. 事業内容

特別プレミアム付区内共通商品券の発行に係る経費を助成する。

- (1) 発 行 額 10億4千万円 (内プレミアム分 2億4千万円)
- (2) プレミアム率 30%
- (3) 申込受付期間 7月11日(土)～25日(土)(必着)  
※専用ハガキまたはホームページから申込み。  
一人一通まで。(最大10冊)  
※申込数に応じて購入希望数が多い人の数を調整し、申込者全員が購入可能とする。
- (4) 販 売 期 間 8月19日(水)～31日(月)  
※売れ残りが一定数出た場合、二次販売を実施。
- (5) 使 用 期 限 令和3年1月31日(日)まで
- (6) 販 売 単 位 1冊5千円 ※500円券13枚綴り(額面6,500円)
- (7) 販 売 場 所 ①区内郵便局42ヶ所  
②品川区商店街連合会事務局(中小企業センター4階)  
※事前申込時に指定した場所で購入。
- (8) 利用可能店舗 品川区内の約2,000店舗(大型店は除く)、タクシー会社等
- (9) 周 知 方 法 広報しながら7月11日号、区商連・品川区ホームページ、  
広報宣伝車など

3. 事業予算

- (1) 助 成 額 281,762千円  
①プレミアム分助成 240,000千円  
②普及促進事業特別助成金 41,762千円
- (2) 補 正 予 算 額 164,217千円(②-①)  
①当初予算額 117,545千円  
②決算見込額 281,762千円
- (3) 助 成 対 象 者 品川区商店街振興組合連合会

第39号議案 令和2年度品川区一般会計補正予算  
旧品川警察署品川橋交通待機所取得の概要

1. 背景

旧品川警察署品川橋交通待機所（以下、「旧交番」）は、東京都が所有し、地元町会に貸し出されていた。数年前より、旧東海道品川宿地区の景観会議の場で、外観の劣化が議題に挙げられたことや地域から保存の要望があったこと、また、近隣区において古い交番の活用事例があることなどから取得、改修、活用することを目的に事業を計画していた。

2. 補正予算要求の理由

令和元年度内の取得を予定し、予算化されたが、東京都が地元町会と交わしていた財産貸付契約の終期満了日（令和2年4月30日）をもって区への財産引き渡しとしたことで、令和元年度中の取得契約および予算執行を見送ったため。

3. 旧交番について

旧東海道が目黒川を渡る「品川橋南詰」に建つ旧交番は、昭和4年に建設された。都内の古い交番が建て替えられていく中で、屋根の改修や外壁の塗装など一部に手が入っているものの、大半の意匠が当時のまま残存しているのは極めて稀である。

所在地 : 品川区南品川1丁目3番4号  
敷地面積 : 約19.73㎡  
延床面積 : 約10.34㎡

4. 予算科目および補正金額

歳出

観光サービス充実事業

公有財産購入費 7,150千円

5. 今後の活用について

今後は、旧東海道品川宿まちづくり協議会および景観会議との連携し、協議を進めるが、旧東海道のPR、観光スポット、地域イベント時の詰所、来訪者の休憩および情報取得場所、短期間のレンタルスペースなどの活用が考えられる。

第39号議案 令和2年度品川区一般会計補正予算  
東京2020大会開催延期に伴う運營業務委託の減額について

1. 経緯および補正理由

東京都オリンピック・パラリンピック準備局から、東京2020大会ホッケー会場に近接している区有施設を、以下(1)～(4)の内容で使用したい旨の依頼があり、区はそれを受諾し、通常の施設貸し出し時間を超える分の施設運営経費を追加の委託経費として予算化した。

しかし、東京2020大会の開催が延期になり、今年度については、当初の目的での使用が見送りとなったため、増額分の全額を減額補正するもの。

- (1) 施設名 こみゆにていぶらざ八潮(第1、2地域交流室)  
南大井文化センター(第1、2、3講習室)
- (2) 用途 スタッフ控室として使用
- (3) 使用時間 5時30分から25時45分まで  
(通常貸し出し時間は、9時から21時30分まで)
- (4) 期間 令和2年7月24日(金)から8月8日(土)まで  
(ホッケー競技日程は、7月25日(土)から8月7日(金)まで)

2. 予算科目および補正金額

歳出

文化コミュニティ施設経費	△2,842千円
区民活動交流施設運営費	△1,691千円
文化センター運営費	△1,151千円

第 39 号議案 令和 2 年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）  
オリンピック・パラリンピック開催周知事業について

1. 経緯および目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響により、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」）の開催が 1 年延期された。

当初予定をしていた東京 2020 大会の開催にともなう関連事業のうち、中止する事業にかかる予算額について減額する。

2. 内容

令和 2 年度のオリンピック・パラリンピック開催周知事業において、東京 2020 大会が開催されることを前提に実施を予定していた事業を中止し、対象の経費を減額する。

<中止事業>

- ・ホスピタリティハウス「しながわハウス」
- ・聖火リレー／セレブレーション
- ・パブリックビューイング
- ・東京 2020 大会観戦ツアー（観戦チケット）
- ・コロンビア共和国パラリンピック競技事前キャンプ
- ・ラストマイル観戦客おもてなし事業
- ・大会レガシー関連事業（活動記録・大会関連記念銘板設置）
- ・ホストタウンハウス

3. 予算額

(1) 歳入

東京都補助金

（東京 2020 大会・ラグビーワールドカップ

開催関連事業費補助金）

△ 2 2, 2 8 3 千円

(2) 歳出

オリンピック・パラリンピック開催周知事業

△ 5 4 8, 8 7 0 千円

4. その他

令和 2 年 3 月下旬、東京 2020 大会の開催延期と、新たな大会の日程が発表された。新たな日程は以下のとおり。

<日程>

- ・東京 2020 オリンピック 2021 年 7 月 23 日（金）～8 月 8 日（日）
- ・東京 2020 パラリンピック 2021 年 8 月 24 日（火）～9 月 5 日（日）